

2006～2007 年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

平成 18 年～平成 19 年度



率先しよう

LEAD THE WAY

2006～2007年度国際ロータリー会長

ウィリアム B. ボイド

第 2590 地区ガバナー 齊藤 二郎

横浜緑ロータリークラブ 会長 齊藤 清紀



2006～2007 年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

平成 18 年～平成 19 年度



率先しよう

LEAD THE WAY

2006～2007年度国際ロータリー会長

ウィリアム B. ボイド

第 2590 地区ガバナー 齊藤 二郎

横浜緑ロータリークラブ 会長 齊藤 清紀

目 次

活動計画書 会長	-----	1
活動計画書 幹事	-----	2
概況報告	-----	3
横浜緑ロータリークラブ組織表	-----	7
S.A.A.活動計画書	-----	8
クラブ奉仕関係		
クラブ奉仕委員会活動計画書	-----	8
出席委員会活動計画書	-----	9
職業分類委員会活動計画書	-----	10
親睦活動委員会活動計画書	-----	10
雑誌委員会活動計画書	-----	11
会報委員会活動計画書	-----	11
会員選考委員会活動計画書	-----	12
会員増強委員会活動計画書	-----	12
プログラム委員会活動計画書	-----	12
ロータリー情報委員会活動計画書	-----	16
広報委員会活動計画書	-----	16
クラブIT推進委員会活動計画書	-----	17
職業奉仕関係		
職業奉仕委員会活動計画書	-----	17
社会奉仕関係		
社会奉仕委員会活動計画書	-----	18
環境保全委員会活動計画書	-----	18
青少年奉仕委員会活動計画書	-----	19
インターアクト委員会活動計画書	-----	19
国際奉仕委員会関係		
国際奉仕委員会活動計画書	-----	20
ロータリー財団委員会活動計画書	-----	20
米山奨学委員会活動計画書	-----	21
ポリオプラス委員会活動計画書	-----	21
2006・07 年度 予算表	-----	22
充填・未充填職業分類表	-----	付-1
ロータリークラブ定款		
横浜緑ロータリークラブ細則		

活 動 計 画 書

会長 齊藤 清紀

今年度ロータリークラブは、1905年2月23日に、シカゴで誕生して以来102年目を迎えています。2006~2007年度、国際ロータリー会長、ビル・ボイド氏は本年度テーマを「率先しよう」と決めました。「率先しよう」は、ロータリアンが世界を変える力を持っているという私の信念を表わしています。親睦と奉仕を通じて明るい未来をもたらすために、120万人のロータリアンが力を合わせて率先していくのです。又、2006~2007年度、強調事項として、水保全、識字率向上、保健および飢餓、ロータリー家族を選びました。

次に齊藤二郎ガバナーは今年度2590地区重点目標として10項目を掲げました。

1. クラブ主導、地区支援の徹底。
2. CLP（クラブ・リーダーシップ・プラン）の検討、導入。
3. クラブの魅力づくり、活性化に率先して協力する。
4. 地域に根ざしたクラブ作りの推進。
5. 「綱領」について更なる学習をしよう。
6. 会員増強は各クラブ純増1名を目標とする。
7. ロータリー財団の年次寄付目標は1会員年間120ドルとする。
（ベネファクターは各クラブ2名を目標）。
8. 米山奨学会の寄付は普通寄付5,000円、特別寄付20,000円を目標とする。計25,000円
9. 新世代育成プログラムを検討、実行しよう。
10. 社会奉仕活動（高齢者福祉）の一環としてプロバスクラブの設立を検討しよう。

以上であります。

さて今年度ですが、各委員会が掲げている数値や目標や活動計画を、達成する為の環境作りが出来るかどうかだと思います。各部門の委員長さんが目指す、奉仕の理想に向けて協力したいと思います。今年度の活動計画書には次の8項目を、特に心配りすべく記載致しました。

1. 奉仕の理想を求めるべく、四大奉仕部門の委員会活動が迅速に行えるよう、環境作りに心を配る。これは委員会活動が、四大奉仕の担当理事を中心にして活動する、ルールの徹底に努めることです。委員長だけが活動する悪しき習慣の一掃に心を配りたいと思います。
2. 例会の円滑な運営に心を配る。
3. 新会員の増強、育成に心を配る。
4. 3年後の40周年に向け準備委員会の立ち上げ。
5. 近隣クラブとの親睦の促進。
6. 姉妹クラブ（千葉緑R. C.、香港南R. C.）との交流の促進。
7. 地区活動、地区大会、I. M. への積極的参加の呼び掛け。
8. 会員相互の通信、連絡に心を配る。

以上でご座います。北原幹事と供にクラブ運営に当たりたいと思います。一年間宜しくお願い致します。

活 動 計 画 書

幹 事 北原 弘文

副幹事 河原 裕典

齊藤会長の指針に基づき、理事・役員、各委員長の皆様との話し合いを重ね、快活で明るいクラブ運営を行って参りたいと思っております。特に食事を兼ねての週例会は、活動的で熱心なロータリークラブとその奉仕活動の発火点となります。齊藤会長並びに先輩会員各位のご指導を得て、河原副幹事と共に一年間、クラブのお役に立ちたいと思っております。

具体的目標は以下の通りです。

1. 親睦活動委員会、S. A. A. との協力の上での楽しい例会の開催。
2. プログラム委員会との協力で、楽しめる卓話の企画。特に会員の卓話では、お互いの理解促進のため、職業紹介や人生観など大いに語っていただく。
3. より活力あるクラブにするため、会員増強の意識を持っていただく運動。
4. 楽しい例会のためには美味しい食事が欠かせません。例会場を共有する田園RCの協力を得て、季節感のある食事を例会場に要望し、提供します。

ロータリーは人生道場といわれます。

「例会場に入り学び、例会場を出て職業を通じて奉仕する」

そんな夢のある楽しいクラブを目指し、皆で力を合わせて行こうではありませんか。

精一杯がんばります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

概 況 報 告

幹 事 北原 弘文

副幹事 河原 裕典

当クラブの概況

1.名称区域及び所在地

- (1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ
 (2) 地 域 横浜市 緑区、青葉区、都筑区。

- | | | | |
|-----|---------|---------|--------------------|
| | 総人口 | 世帯数 | |
| 緑 区 | 170.869 | 66.406 | (平成 18 年 6 月 30 日) |
| 青葉区 | 295.544 | 113.305 | (平成 18 年 6 月 30 日) |
| 都筑区 | 179.016 | 65.631 | (平成 18 年 6 月 30 日) |
- (3) 事 務 局 〒226-0013 横浜市緑区寺山町 89 スクエア 21
 TEL 045-933-1651
 FAX 045-933-2027
- (4) 例 会 場 青葉台フォーラム
 〒227-0062 横浜市青葉区青葉台 1-5-8
 TEL 045-985-2109
- (5) 例会日時 毎週水曜日 12 時 30 分～13 時 30 分

2.歴代会長、幹事及び会員数、出席率

	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年 間 平 均 出 席 率	備 考
創立時	石川 治道	柴田 清	24 名	92.86%	45 年
45～46	石川 治道	柴田 清	24 名	98.58%	6 月迄
46～47	秋田 茂	三澤 君夫	41 名	98.09%	
47～48	小林 安雄	高橋 正文	40 名	94.09%	
48～49	加藤 雅光	名倉 健二	37 名	98.40%	
49～50	鶴川 昇	山下 栄蔵	39 名	97.67%	
50～51	名倉 健二	武藤 松一	42 名	97.38%	
51～52	中山恒三郎	岩沢 幸男	47 名	98.60%	
52～53	三澤 君夫	岡本 健	48 名	98.82%	
53～54	森 善助	浜田 勝弥	47 名	98.67%	
54～55	山下 栄蔵	戸田 裕也	50 名	98.74%	

55～56	岡本 健	代々木和男	45 名	99.33%
56～57	岩沢 幸男	中林 靖	50 名	99.18%
57～58	田辺 政雄	内野 晃	48 名	99.11%
58～59	武藤 松一	渡辺 武	50 名	97.86%
59～60	戸田 裕也	寺崎 誠三	45 名	96.31%
60～61	田沼 文衛	岩岡 正	45 名	96.27%
61～62	中林 靖	赤柄 忠昭	50 名	97.83%
62～63	内野 晃	薮島 五郎	51 名	96.96%
63～64 (h1)	代々木和男	遠藤 真作	53 名	95.65%
平成 1～2	薮島 五郎	幸内 伸雄	47 名	94.68%
平成 2～3	近藤 襄	渡辺 宏未	50 名	94.50%
平成 3～4	幸内 伸雄	横井 好明	51 名	91.92%
平成 4～5	遠藤 真作	日高 信良	46 名	91.91%
平成 5～6	横井 好明	遠藤 一典	45 名	92.46%
平成 6～7	渡辺 宏未	井上 周輔	47 名	93.81%
	(横井 好明)			
平成 7～8	中林 靖	脇田 幸一	43 名	92.7%
平成 8～9	小林 新一	金子 朝夫	43 名	95.3%
平成 9～10	遠藤 一典	森 宏	43 名	95.4%
平成 10～11	脇田 幸一	市瀬 栄一	48 名	93.0%
平成 11～12	森 宏	須藤 保夫	39 名	92.6%
平成 12～13	藤津 均	村松 勇治	38 名	92.6%
平成 13～14	加藤 喜夫	森 一誠	38 名	86.7%
平成 14～15	市瀬 栄一	鶴岡 武	36 名	95.0%
平成 15～16	森 一誠	齊藤 清紀	36 名	88.8%
平成 16～17	村松 勇治	武藤 泰典	38 名	87.4%
平成 17～18	鶴岡 武	河淵 雄	35 名	集計中
平成 18～19	齊藤 清紀	北原 弘文	34 名	(平成 18 年 6 月末現在)

3. 創 立

昭和 45 年 2 月 28 日 創立総会 (スポンサー・クラブ横浜港北 R C)

昭和 45 年 3 月 11 日 R. I. 正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一

昭和 45 年 12 月 13 日 R. I. 加盟 認証状伝達式

(横浜港南、横浜瀬谷、横浜緑、横浜旭、4 クラブ合同、於 横浜市民体育館)

☆ チャーターメンバー (24 名)

秋田 茂 昭55.02.20退会
石川 治道 昭52.06.30退会
岩崎 薫正 昭57.06.30退会

浜田淳太郎 昭 48.01.31 退会
細辻 文次 昭 47.06.28 退会
岩本 正三 昭 63.07.08 退会

小林 安雄	平07.06.30退会
小峰 政博	昭 48.10.20 退会
	相模原南R Cへ
中山恒三郎	昭 60.04.24 退会
柴田 清	昭 48.04.04 退会
鈴木 憲一	昭 53.09.01 死去
土志田昭吉	昭 54.08.29 退会
足立 英一	昭 46.09.01 退会
麻生 和衛	昭 54.12.26 退会
藤森 茂	昭 47.04.05 退会

松田 三郎	昭 47.06.07 退会
三橋 英一	平 04.03.21 死去

名倉 健二	平 14.12.30 名誉会員死去
岡本 健	
志田 宝	昭 47.11.29 退会
高橋 正文	昭 50.06.26 退会
富永 力	平 01.12.30 退会
鶴川 昇	
吉田晴太郎	昭 48.05.02 退会

4. 会 員 (6月30日現在)

(1) 会員の種類

正会員	34 名
-----	------

チャーターメンバー	2 名
-----------	-----

(2) 年令 (6月30日現在)

30才～39才	0名	40才～49才	6名	50才～59	11名
60才～69才	5名	70才～79才	10名	80才以上	2名
最高 85才		最年少 41才		平均 62才	

5. 行事及び諸会合予定 (別紙プログラム添付)

6. 今期までの主なる歩み

		年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
1	チャーターナイト	1970 年 12 月 13 日	石川 治道	柴田 清	(特別代表) 山崎 卯一
2	10 周年記念	1980 年 3 月 22 日	山下 栄藏	戸田 裕也	三澤 君夫
3	20 周年記念	1989 年 4 月 1 日	代々木和男	遠藤 真作	鵜川 昇
4	ガバナー出身	1990～1991 年 鵜川 昇会員			
5	拡大実験	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
		1978 年 5 月 25 日 創立総会	三澤 君夫	岡本 健	横浜田園 R C 加藤 雅光
		1984 年 3 月 27 日 創立総会	武藤 松一	渡辺 武	横浜たま R C 中山恒三郎
		1991 年 5 月 28 日 創立総会	近 藤 襄	渡辺 宏未	新横浜 R C 近 藤 襄
6	30 周年記念	2000 年 4 月 1 日	森 宏	須藤 保夫	山下 栄藏

横浜緑ロータリークラブ組織表（敬称略）

2006 - 2007 年度(平成 18 - 19 年度)

1. 理事

*武藤 泰典 *下中 英輝 *露木 健造 *若山 誉

2. 役員

会長 齊藤 清紀 副会長（会計監査） 大地 哲郎（会長エレクト）

副会長（会計監査） 鶴岡 武

幹事 北原 弘文 副幹事 河原 裕典

SAA 天野 正昭 副 SAA 露木 健造 副 SAA 加藤海士郎

会計 濱田 茂 副会計 武藤 泰典

3. 委員会 [◎印：委員長 ○印：副委員長 ・印：委員]

A. クラブ奉仕委員会(担当理事) ◎武藤 泰典 ○河淵 雄 ・脇田 幸一 ・藤津 均

・代々木和男 ・村松 勇治 ・森 一誠 ・長根 信康

・濱田 茂 ・江田 憲司 ・加藤海士郎 ・高嶋 淳二

1.出席委員会 ◎村松 勇治 ○齊藤 晃 ・脇田 幸一

2.職業分類委員会 ◎脇田 幸一 ○岡本 健 ・鶴川 昇

3.親睦活動委員会 ◎長根 信康 ○大地 哲郎 ・露木 健造 ・田中 孝

・加藤海士郎 ・三浦 保 ・高嶋 淳二 ・川井 啓司

4.雑誌委員会 ◎藤津 均 ○森 一誠 ・土志田 猛

5.会報委員会 ◎高嶋 淳二 ○若山 誉 ・下中 英輝

6.会員選考委員会 ◎代々木和男 ○山下 栄蔵 ・森 一誠

7.会員増強委員会 ◎森 一誠 ○藤津 均 ・加藤 喜夫 ・鶴岡 武

8.プログラム委員会 ◎加藤海士郎 ○濱田 茂 ・若山 誉

9.ロータリー情報委員会 ◎河淵 雄 ○石川 輝久 ・山下 栄蔵

10.広報委員会 ◎江田 憲司 ○天野 正昭 ・村松 勇治

11.クラブ I T 推進委員会 ◎濱田 茂 ○長根 信康 ・加藤 喜夫

B. 職業奉仕委員会(担当理事) ◎下中 英輝 ○伊藤 嘉伸 ・餅田 実 ・石川 輝久

C. 社会奉仕委員会(担当理事) ◎露木 健造 ○河原 裕典 ・田中 孝 ・三浦 保

1.環境保全委員会 ◎田中 孝 ○餅田 実 ・川井 啓司

2.青少年奉仕委員会 ◎河原 裕典 ○田中 孝 ・森 宏

3.インターアクト委員会 ◎三浦 保 ○伊藤 嘉伸 ・濱田 茂

D. 国際奉仕委員会(担当理事) ◎若山 誉 ○加藤 喜夫 ・遠藤 一典 ・餅田 実

1.ロータリー財団委員会 ◎加藤 喜夫 ○鶴岡 武 ・山下 栄蔵

2.米山奨学委員会 ◎遠藤 一典 ○斎藤 晃 ・森 宏

3.ポリオプラス委員会 ◎餅田 実 ○脇田 幸一 ・江田 憲司

4. 2590 地区役員・委員

地区諮問委員会 鶴川 昇

地区クラブ奉仕委員会 藤津 均

◇事務局員 谷口和加子 瀬島 文子（臨時事務引継ぎ）

S. A. A. 活動計画書

委員長 天野 正昭

副SAA 露木 健造

副SAA 加藤海士郎

例会の時間内終了を目指し勤めたいと思います。会長、幹事並びにプログラム委員長などと連携を保ち楽しく、明るい例会運営に当たります。また、ゲスト、ビジターの方々が、快適に例会を過ごせるよう配慮したいと思います。

1. 歴史ある例会運営を尊重し、毎回出席してもらえぬ雰囲気のある例会を目指します。
2. 会員の着席の席が固定化しないように努め、会員相互のコミュニケーションの場づくりに取り組みます。

以上各会員のご協力を宜しくお願いいたします。

クラブ奉仕委員会 活動計画書

委員長 武藤 泰典

副委員長 河淵 雄

委員 脇田 幸一

委員 藤津 均

委員 代々木和男

委員 村松 勇治

委員 森 一誠

委員 長根 信康

委員 濱田 茂

委員 江田 憲司

委員 加藤海士郎

委員 高嶋 淳二

クラブ奉仕委員会の中の各委員会との協力、連携を図り、会長の活動方針に基づきながら、各委員会と理事会とのパイプ役としての役割を行い、各会員が楽しめるクラブ運営を目指して、一年間務めてまいり所存であります。先輩会員のご指導、また、各会員の皆様の、多大なるご協力をよろしくお願い申し上げます。

クラブ奉仕委員会としましては、下記の項目に重点をおいて活動していきたいと思っております。

記

1. 各会員のためになる、また、興味をそそるプログラムの編成

2. 家族を含めた会員間の親睦活動の推進
3. 同好会活動も視野に入れた、他クラブとの交流、親睦の強化
4. 会員増強、新会員の育成

以上

出席委員会 活動計画書

委員長 村松 勇治
副委員長 斎藤 晃
委員 脇田 幸一

例会の出席を続けると楽しくなります。またクラブの例会出席は、クラブ活動の基本で奉仕であります。参加こそ人と知り合い会員相互の理解と親睦を深め、永続的友情に発展する好機になります。また、メイクアップの他、クラブ訪問もロータリーの義務とすれば、勉強や自己の活性にもなると思いますので、数多い出席をお願い致します。

(本年の目標)

- 1) 楽しく魅力ある例会に努力し、出席率向上につなげる
- 2) クラブの諸行事、他クラブ交流を含め積極的参加を促し、真の友情を深める。
- 3) 多忙な会員の為、早い計画（日程&内容）の伝達により、参加意識を上げる。
- 4) 無駄を省き、会員欠席の事情の伝達の為、欠席者の事務局への事前連絡の徹底を要請する。

職業分類委員会 活動計画書

委員長 脇田 幸一
副委員長 岡本 健
委員 鷗川 昇

以前より職業も時代につれ変遷、増加しているように思われるので、これを機会に職業分類を見直して検討してみたい。

親睦活動委員会 活動計画書

委員長	長根	信康
副委員長	大地	哲郎
委員	露木	健造
委員	田中	孝
委員	加藤海士郎	
委員	三浦	保
委員	高嶋	淳二
委員	川井	啓司

ロータリーの第一の活動である親睦活動において、会員だけではなく家族の参加も多く求めて、会員間だけではなく家族を含めた交流を深められる場を設けるように努力したいと思えます。また、例会活動にとどまらない、心の行き届いた活動ができれば良いと考えています。

今年度は同好会活動に伴う対外的な活動の中で我が横浜緑ＲＣが開催に係わることが多数発生します。特に野球同好会においては、神奈川県大会のホストクラブ、全国選抜大会の手伝いなどがあります。

他地区の会員との交流が広がりまた深まる良い機会ですので、同好会所属会員のみならず、盛会に行われるようご協力をお願いいたします。

以下、今年度の活動予定を記載いたします。

家族会

- ・クリスマス家族会 平成１８年１２月２０日（水）
- ・春の家族会 平成１９年 ３月２８日（水）

懇親会

- ・期末懇親会 平成１９年 ６月２１日（木）１泊

夜間移動例会

- ・ ８月第５週 平成１８年 ８月３０日（水）
- ・ １１月第５週 平成１８年１１月２９日（水）
- ・ １月第５週 平成１９年 １月３１日（水）
- ・ ５月第５週 平成１９年 ５月３０日（水）

親睦ゴルフコンペ

- ・第１回 平成１８年 ９月２８日（木）
- ・第２回 平成１８年１２月 ７日（木）
- ・第３回（千葉緑合同予定：千葉緑主催） 平成１９年 ４月（移動例会の可能性有）
- ・第４回（期末） 平成１９年 ６月２１日（木）

野球同好会

- ・神奈川県ＲＣ野球連盟 神奈川県大会 日程未定（今年度は、横浜緑ＲＣが主管クラブのため移動例会の可能性有）
- ・全国ＲＣ野球連盟 全国選抜大会 日程未定（今年度は神奈川県主催、ホストクラブ：厚木中ＲＣ、コ・ホストの可能性有）
- ・千葉緑ＲＣ親睦野球定期戦（今年度は横浜緑主催）

・ 全国RC野球連盟 全国選手権大会 神奈川県予選 参加予定
その他親睦活動

- ・ 4クラブ合同ゴルフコンペ（日程未定）
- ・ 5クラブ合同例会 平成19年2月20日（火）

雑誌委員会 活動計画書

委員長 藤津 均
副委員長 森 一誠
委員 土志田 猛

「ロータリーの友」を、よく読む会員は少ないのが現状と思われる。その内容をやさしく知らせるのが、当委員会の役目と考える。

また、国際ロータリーの機関紙である「ザ・ロータリアン誌」の紹介も行っていきたい。

会報委員会 活動計画書

委員長 高嶋 淳二
副委員長 若山 誉
委員 下中 英輝

情報化社会といわれて久しい今日ですが、当クラブでも数年前からIT導入により会報発行の迅速化と共にコスト削減を図ってまいりました。今年度もこれを継承し、また、たらざるは補いつつ、ロータリー情報や例会、日々のクラブ活動の報告等を速やかに行い、会員各位の相互理解を深めることの出来る会報作りを心がけて行きたいと思いをします。

尚、会報作成に当りスピーカー並びに各委員の皆様におかれましては、スピーチ原稿、委員会情報、報告、予定等の原稿を当委員会宛ご用意下さいますようお願い致します。

会員選考委員会 活動計画書

委員長 代々木和男
副委員長 山下 栄蔵
委員 森 一誠

入会希望者には、事前に面会し、ロータリーを説明いたします。その結果、関連委員会と協議しながら入会を許可したいと思います。

会員増強委員会 活動計画書

委員長 森 一誠
副委員長 藤津 均
委員 加藤 喜夫
委員 鶴岡 武

本年度の会員は 34 名より出発ですが、会員増強で一番大切な事は、何かを、問いたいと思います。

安易な会員増強は、退会防止の上で、極めて重要な意味が有ります。ここ数年、退会者の傾向は、安易に入会され、フォローも充分されない故に、簡単に退会されます。

新入会員には、最低三年間は、会員相互の協力を得て、退会防止が肝要と思います。増強ですが、会員各自が、日ごろ念頭において頂き、この人とは、思われた方を推挙されましたら、ご連絡を頂きたいと思います。四名の委員がおりますので、サポートして入会に努力致します。量か質か、との問題も有りますが、本質的には、出席率が、最低基準の 60% をクリア出来る会員の入会がベターと考えます。そうして、ロータリーの基本を覚えて頂く事が重要と思います。

プログラム委員会 活動計画書

委員長 加藤海士郎
副委員長 濱田 茂
委員 若山 誉

プログラム委員会の任務である年間プログラム作成作業は大変重要な任務として認識し、“超私の奉仕”をモットーに卓越した且つ充実した内容でのプログラムを企画する為に全力で傾注したく思います。特に過去において充実した又感銘した卓話、クラブフォーラム、移動例

会等を再度考慮し計画立案を図る様心がけたく思います。

重点項目

- ① 全会員が感銘できる企画立案に対しプログラム委員会は全会員からのアイディア、要望等どんな小さなコメントでも頂戴し企画立案への参考資料といたしたいと思います。毎例会時にプログラム委員の連絡箱に投函して頂けるようお願いいたします。
- ② 地域社会発展と奉仕活動に繋がるプログラムを立案しロータリークラブとしての本質をあくまでも追求いたします。
- ③ 社会奉仕活動の一環として社会福祉への貢献を目的としてチャリティショーを企画立案致します。企画立案におきましては青少年奉仕委員会との連携から学生諸君の部活動成果披露をも考慮し有意義に開催したく思います。
- ④ 卓話内容に関しましては外部有識者のご登場を模索し近代社会動向に沿った内容でプログラム編成を企画致します。また時勢に沿った業界に活躍するロータリアンの卓話をも考慮し各会員の動向認識を高める様勤めます。
- ⑤ 地域社会の状況認識向上を図り、地域団体代表による卓話も企画致します。
- ⑥ ロータリアン同士の融和、親交、ロータリーに対する共通認識などの向上に繋がるべく企画を立案致します。
- ⑦ 会長、幹事、4大奉仕委員会をはじめとする全会員とのコミュニケーション強化を図り、必要不可欠な項目を組み入れ新年度の充実したプログラム企画を立案いたします。

会員諸氏のご理解と倍旧のご協力を頂きプログラム委員会の任務を全うしたく存じますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。

2006年～2007年度プログラム表（上期 7月～12月）

平成18年6月30日

2006	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月間	歳次事 向上月間	会員増強 拡大月間	新世代月間	職業奉仕月間 米山月間	ロータリー財団月間 世界インターアクト月間	家族月間
第一週	5日	2日	6日	4日	1日	6日
	会長/幹事新任挨拶	クラブフォーラム	クラブフォーラム	クラブフォーラム	クラブフォーラム	クラブフォーラム
	会長:齊藤 清紀 幹事:北原 弘文 新事務局長挨拶 谷口 和加子 (第1回理事会)	"会員増強について" 会員増強委員長 森 一誠 (第2回理事会)	"出席について" (出席委員長) 村松 勇治 (第3回理事会)	"米山について" 米山奨学委員長 遠藤 一典 (第4回理事会)	"ロータリー 財団について" ロータリー財団委員長 加藤 喜夫 (第5回理事会)	"社会奉仕状況報告" 社会奉仕委員長 露木 健造 (クラブ年次総会) (第6回理事会)
	12日	9日	13日	11日	8日	13日
	新年度活動計画発表	卓話	卓話	卓話	卓話	卓話
第二週	(クラブ奉仕委員長) 武藤 泰典 (職業奉仕委員長) 下中 英輝 (社会奉仕委員長) 露木 健造 (国際奉仕委員長) 若山 誉	齊藤 二郎ガバナー 公式訪問	"ITについて" IT推進委員長 濱田 茂	"青少年奉仕 活動について" 青少年奉仕委員長 河原 裕典	"国際奉仕状況報告" 国際奉仕委員長 若山 誉	
	19日	16日(休)	20日	18日	15日	20日
第三週	新年度活動計画発表	夏期休暇	卓話	卓話	卓話	移動例会
	(S. A. A. 委員長) 天野 正昭 (会計) 濱田 茂		(新会員 イニシエーション) 三浦 保 川井 啓司	"職業奉仕活動について" 職業奉仕委員長 下中 英輝		クリスマス家族会 (場所未定)
第四週	28日	23日	27日	25日	22日	27日
	クラブアッセンブリー ガバナー補佐来訪 露木雄二様	卓話 緑警察署長 小松 義次様	クラブフォーラム "会員選考について" 会員選考委員長 代々木 和男	見学会 "職場見学 1泊" 職業奉仕委員会主催	クラブフォーラム	クラブフォーラム
第五週		30日			29日	
		夜間移動例会			夜間移動例会	
地区行事		"櫻樹" (たまブラザー)				
	①拡大増強ゼミ 及び 退会防止ゼミ 7/11 ③R情報/広報ゼミ 7/11 ③IT推進委員長会議 6/31	①米山カンセラ研修会 8/7 ②G公式訪問 8/9 ③クラブ新世代育成 委員長会議 8/22 ④米山奨学委員長会議 8/24	①R財団ゼミ 9/14 ②職業委員長会議 9/2	①国際奉仕委員長会議 10/13	①入会3年未満のロータリアン のための情報セミナー 11/13 ②雑誌委員長会議 11/10 ③クラブ奉仕委員長会議 11/16 ④社会奉仕委員長会議 11/21	
クラブ行事・その他	①G補佐来訪 7/26 ②ゴルフ/野球 同好会総会 ③緑区チャリティゴルフ 7/27	①ガバナー公式訪問 7/27	①クラブゴルフ 9/28	①緑区民祭	①次年度理事役員指名	①クリスマス家族会 ②クラブゴルフ 12/7

2006年～2007年度プログラム表（下期 1月～6月）

平成18年6月30日

2007	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	ロータリー 理解推進月間	世界理解月間	世界ロータリー アクト週間	ロータリー 雑誌月間	国際大会	ロータリー 親睦活動月間
	3日 年始休日	7日 卓話	7日 クラブフォーラム	4日 クラブフォーラム	2日 休会	6日 クラブ協議会
第一週			"環境保全について" 環境保全委員長 田中 孝	"雑誌月間について" 雑誌委員長 藤津 均		"年次計画について" 次期会長絵エレクト 大地 哲郎
		(第8回理事会)	(第9回理事会)	(第10回理事会)	(定款5条1節適用)	(第12回理事会) 次年度合同理事会
第二週	10日 会長/幹事年賀挨拶	14日 クラブフォーラム	14日 卓話	11日 移動例会	9日 卓話	13日 1年を省みて
	会長: 斉藤 清紀 幹事: 北原 弘文			春の家族会		(四大奉仕委員長) クラブ奉仕委員長 武藤 泰典 職業奉仕委員長 下中 英輝 社会奉仕委員長 露木 健造 国際奉仕委員長 若山 晋
	(第7回理事会)					
第三週	17日 卓話	21日 卓話	21日 卓話	18日 卓話	16日 卓話	20日 期末懇親会
			外部講師	外部講師	チャリティコンサート 高等学校吹奏楽部	ゴルフ: 6/21 懇親会: 6/21(1泊)
					(第11回理事会)	
第四週	24日 卓話	28日 卓話	28日 夜間移動例会	25日 繰下げ移動例会	23日 卓話	27日 会長/幹事期末挨拶
			春の家族会 (場所未定)	26日(木) 千葉緑合同例会 "親睦ゴルフ大会"		会長: 斉藤 清紀 幹事: 北原 弘文
第五週	31日 夜間移動例会				30日 夜間移動例会	
地区行事		①RI創立記念日(2/23) ②5クラブ合同例会 (2/20)	①会長エレクト研修会 3/16 ②地区ゴルフ大会 よみうりC.C. 3/26	①地区大会 4/13～14 神奈川県民ホール		①国際大会
クラブ行事・その他		①クラブ創立記念日 (2/28)		①千葉緑合同ゴルフ		①期末懇親会 ②クラブゴルフ 6/21

ロータリー情報委員会 活動計画書

委員長 河淵 雄
副委員長 石川 輝久
委員 山下 栄蔵

前年度は、4名の新会員の入会が得られました。然し、期末になって5名の退会者が出て、純増1名と言う結果で新年度は34名でスタートとなりました。

新会員に対しては、昨年のR情報委員長の藤津会員が作って下さいました、新会員に対するオリエンテーションを分り安く纏めて下さいましたので、今年は新会員のために、そっくり使用させて頂き、更に内容の啓蒙に努めたいと思っております。

申すまでもなく、ロータリー情報委員会の指命としては、ロータリーに関する知識・ルールをクラブ内に向って普及・宣伝する役割があります。

ロータリー情報を広報するのは大切ですが、新会員とのコミュニケーションも重要と思います。今年度は新会員中心として2回程度の炉辺会合を行いたいと思います。

以 上

広報委員会 活動計画書

委員長 江田 憲司
副委員長 天野 正昭
委員 村松 勇治

- ① 地域の人々に1人でも多く我が横浜緑ロータリークラブの活動状況を分かってもらえるように地元のメディアを通じて広報活動を行う。
- ② ロータリークラブの広報活動について、他クラブとの情報交換を行いたい。

クラブ IT 推進委員会 活動計画書

委員長 濱田 茂
副委員長 長根 信康
委員 加藤 喜夫

昨今 ホームページやメール利用が当たり前となっている中で、当 2590 地区 62 クラブのうち、ホームページを開設しているクラブは 21 クラブとなっております。当クラブも早いうちから開設をし現在に至っております。今期の目標としましては、新体制の更新を速やかに実行し、毎週の例会報告、活動報告を随時掲載することの継続性を求めて参りたいと存じます。魅力あるホームページにすることにより、アクセス数を高め、ロータリー精神を広める事が究極の目標であります。

職業奉仕委員会 活動計画書

委員長 下中 英輝

職業奉仕とは、自己の職業に対し誇りを持ち、社会人として職業を通じ自己の業務経営の安定、職業を活かした社会貢献などあらゆる形で奉仕の理想を認識し、ロータリアンとして様々な奉仕活動を支援していく事が大切だと思います。

また、会員企業の業務内容や情報を提供することにより、会員相互が認識し、色々な部分で業務提携や活用できることも職業奉仕の一部ではないでしょうか。

近年、「ニート」と言う、働きたくない引きこもりの青年が数多く見受けられます。

このような青年たちに働くことの大切さや職業を持ち生活して行く事の楽しさを認識させたいと思います。

本年度の活動としては

1. 各委員会との連携を取り、様々な形で職業を活かした奉仕の実現
 2. 会員企業及び異業種の職場見学
 3. 職業について会員の業務、奉仕活動について卓話で語ってもらう
 4. 学生たちに社会人になったときの職業意識をしっかりと確認できるよう応援すること。
- 会員の皆様方にご協力いただき、頑張りたいと思います。

社会奉仕委員会 活動計画書

委員長	露木	健造
副委員長	河原	裕典
委員	田中	孝
委員	三浦	保

社会奉仕委員会は青少年委員会、インターアクト委員会、環境保全委員会から成り立っています。具体的な活動内容は短期的活動と長期にわたる活動となりますが、今期は従来から引き継いでおります、インターアクト委員会の子供動物園及び青少年国際交流等の開催があります。また環境保全委員会は地域の公園にあります池の水質改良へのサポート等を計画いたします。この様に社会奉仕委員会は地域の生活環境に密着した奉仕活動を要求される立場でありますので、会員個々の超私の奉仕精神を礎として各委員会の活動に積極的に参加されることをお願い致します。

環境保全委員会 活動計画書

委員長	田中	孝
副委員長	餅田	実
委員	川井	啓司

2003～2004 年度に発足した当委員会は、フォーラムや卓話を通じて、広く地球環境全般への関心を高める一方、ゴミ分別収集など身近な問題にも取り組んできました。

今年度は、これまでの実績を踏まえて、この地球規模の大きな問題を全般的に分析し、今後更に押し進める課題を抽出し、関連分野の専門家や有識者の卓話やフォーラムを通じて当委員会の実践目標を探り出したいと思っております。

青少年奉仕委員会 活動計画書

委員長 河原 裕典
副委員長 田中 孝
委員 森 宏

次世代の主役である青少年に対しての理解を深め健全な育成を目指して行きたいと思います
我クラブが毎年行って好評を得ています青山インターナショナルの学生さんと霧が丘中学生との「外国人の日本語スピーチ大会」を今年も行いたいと思います。

社会奉仕委員会との協力はもとより、インターアクト委員会、会員皆様のご協力をお願い致します。

インターアクト委員会 活動計画書

委員長 三浦 保
副委員長 伊藤 嘉伸
委員 濱田 茂

インターアクトは14歳～18歳の青少年の為の奉仕クラブです。奉仕の心を持ち、国際社会の相互理解に基づいて世界の人々と友好関係を築き、将来、社会の有用な市民になることを目的とし、学校、地域社会への奉仕、国際理解の推進、親睦の3つを大きな柱として活動しております。

インターアクトクラブはロータリークラブによって提唱され、その継続的な指導を受けるとともに、ロータリアンの皆様に活動への支援、理解と協力をお願いしております。また、桐蔭学園高等部の協力を賜り、現代の青少年に関わる有意義な活動を多方面から展開しています。

当委員会では、地域区民祭、年次大会、地区大会、交流会、他校文化祭などのインターアクトの行事に多数のロータリアンの方々の積極的参加を求めるとともに、青少年や地域社会に奉仕するための募金活動や寄付の呼びかけを行い、青少年の将来に役立つインターアクト・プログラムを推進してまいります。

今後とも会員の皆様のご指導、ご協力を賜りますよう、宜しく願いいたします。

国際奉仕委員会 活動計画書

委員長 若山 誉
副委員長 加藤 喜夫
委員 遠藤 一典
委員 餅田 実

ロータリーの国際奉仕は、ロータリーの世界発展の賜物です。奉仕の理想の共鳴者が世界中に広がり、自己の繁栄と公共への奉仕が両立するというロータリーの哲学が世界中に広がっています。ロータリーの国際奉仕のねらいは、世界のロータリアンがその善意を交換し、理解を深めることによって世界平和をうちたてることなのです。

世界社会奉仕、ロータリー財団、ポリオ・プラス、世界平和奨学金、米山記念奨学会、米山表彰制度と活動は多岐に渡ります。

本年も引き続き、姉妹クラブの香港南ロータリークラブとより深い友好関係を深めていきたいと考えております。

関係委員会並びに会員の皆様のご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

ロータリー財団委員会 活動計画書

委員長 加藤 喜夫
副委員長 鶴岡 武
委員 山下 栄蔵

ロータリー財団は、ロータリーの重要な部分であるといえます。

ロータリー財団は、「世界理解と平和の達成」を目標に掲げて活動をしております。私たち委員会の目的は、ロータリー財団に対するクラブレベルの寄付を奨励し、かつ財団の活動を広報する事です。

しかし私自身は、いまだしっかりと理解しているわけではありません。

皆様に、ロータリー財団の組織と使命、また寄付金の使途流れについて、理解していただけるよう頑張りたいと思います。

米山奨学委員会 活動計画書

委員長	遠藤	一典
副委員長	斎藤	晃
委員	森	宏

ロータリーの寄付金を財源に下記の事業を行なう。

1. 普通寄付金（5,000 円）、特別寄付金（20,000 円）の目標達成
2. 奨学金の支給
3. 国内外での学友会活動
4. ロータリアンと奨学生との交流事業を支援する。
5. 米山奨学会に関する情報の提供

ポリオプラス委員会 活動計画書

委員長	餅田	実
副委員長	脇田	幸一
委員	江田	憲司

国際ロータリークラブは、国連 WHO の一翼を担って、世界中の幼児の健康を守るため、ポリオ（急性灰白髄炎、脊髓性小児麻痺）等撲滅のための募金活動をポリオプラス計画として推進しております。当クラブとしてもこの活動に積極的に参加協力することとし、本委員会が中心となってポリオ根絶に向けての奉仕活動を進めてまいりたいと思いますので、募金等委員会活動に会員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

2006～2007年度 予算表

(平成18年7月～平成19年6月)

会 計 濱田 茂
副会計 武藤 泰典

I. 一般会計

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	10,500,000	10,500,000	0	300,000×35名×100.0%
中 途 入 会 者 年 会 費	600,000	600,000	0	300,000×4名×100.0%×50.0%
入 会 金	400,000	400,000	0	100,000×4名×100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	100,000	100,000	0	
雑 収 入	50,000	50,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	11,650,000	11,650,000	0	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本 部 関 係	人 頭 分 担 金	187,000	175,000	12,000	5,500×34名×100.0%
	地 区 分 担 金	910,000	910,000	0	26,000×35名×100.0%
	地 区 大 会 分 担 金	140,000	140,000	0	4,000×35名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料	525,000	525,000	0	15,000×35名×100.0%
	I . M	350,000	350,000	0	10,000×35名×100.0%
	地 区 協 議 会	420,000	420,000	0	12,000×35名×100.0%
	米 山 奨 学 金	175,000	175,000	0	5,000×35名×100.0%
	小 計	2,707,000	2,695,000	12,000	
総 務 関 係	例 会 費	2,800,000	3,250,000	▲ 450,000	例回数 40回
	記 念 品 費	296,000	296,000	0	8,000×37名×100.0%(本人・奥様誕生日用)
	通 信 費	150,000	150,000	0	
	事 務 用 品 費	200,000	200,000	0	(消耗品費)
	印 刷 費	450,000	450,000	0	
	リ ー ス 費 用	220,000	220,000	0	
	事 務 委 託 費	1,960,000	1,660,000	300,000	委託費 1,660 交通費 300
	備 品 費	50,000	50,000	0	
	交 際 費	200,000	200,000	0	
	雑 誌 文 献 費	160,000	160,000	0	4,000×40名×100.0%
	慶 弔 費	100,000	100,000	0	
	事 務 局 地 代 賃	720,000	720,000	0	60,000×12ヶ月
	保 守 ・ 修 繕 費	10,000	10,000	0	
特 別 積 立 金	600,000	200,000	400,000	40周年記念 毎月50,000円積立	
小 計	7,916,000	7,666,000	250,000		
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	1,000,000	1,000,000	0	
	出 席 席	(5,000)	(5,000)	0	
	職 業 分 類	(5,000)	(5,000)	0	
	親 睦	(500,000)	(500,000)	0	
	雑 誌	(5,000)	(5,000)	0	
	会 報	(5,000)	(5,000)	0	
	会 員 選 考	(5,000)	(5,000)	0	
	会 員 増 強	(5,000)	(5,000)	0	
	プ ロ グ ラ ム	(150,000)	(150,000)	0	
	R 情 報	(5,000)	(5,000)	0	
	S . A . A	(5,000)	(5,000)	0	
	広 報	(100,000)	(100,000)	0	
	ク ラ ブ I T 推 進	(100,000)	(100,000)	0	
予 備 費	(110,000)	(110,000)	0		
小 計	1,000,000	1,000,000	0		
予 備 費		0	284,000	▲ 284,000	
支 出 合 計		11,623,000	11,645,000	▲ 22,000	
次 期 繰 越 金		27,000	5,000	22,000	

記念品(ニコニコ)

会 員 誕 生 日 3,000 円

奥 様 誕 生 日 5,000 円

計 8,000 円以上

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
スマイル	900,000	1,200,000	▲ 300,000	
前期繰越金	0	0	0	
収 入 合 計	900,000	1,200,000	▲ 300,000	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕	100,000	150,000	▲ 50,000	
	社 会 奉 仕	400,000	410,000	▲ 10,000	
	社 会 奉 仕	(0)	(0)	0	
	環 境 保 全	(20,000)	(30,000)	▲ 10,000	
	青 少 年 奉 仕	(280,000)	(280,000)	0	
	インターアクト	(100,000)	(100,000)	0	
	国 際 奉 仕	300,000	300,000	0	
	国 際 奉 仕	(200,000)	(200,000)	0	内、10万円は香港南RCへの寄付
	ロータリー財団	(10,000)	(10,000)	0	
	米 山 奨 学	(80,000)	(80,000)	0	
	ポリオプラス	(10,000)	(10,000)	0	
	小 計	800,000	860,000	▲ 60,000	
予 備 費		100,000	40,000	60,000	
支 出 合 計		900,000	900,000	0	
次 期 繰 越 金		0	0	0	

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 助 成 金	0	1,800,000	▲ 1,800,000	
青少年交換留学生助成金	0	0	0	
前期繰越金	0	0	0	
収 入 合 計	0	1,800,000	▲ 1,800,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 授 業 料	0	1,800,000	▲ 1,800,000	
青少年交換留学生授業料他	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	0	1,800,000	▲ 1,800,000	

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 (A c t i v e)	医 術	内科医		
		Physician		
		外科医		
		Surgeon		
		小児科医		
		Pediatrist		
		産婦人科医	脇田 幸一	院長
		Obsterician and Gynecologist	脇田産婦人科医院	
		整形外科医		
		Orthopedic Surgeon		
		耳鼻咽喉科医		
		Ear Nose and Throat Doctor		
		眼科医	藤津 均	院長
		Ophthlalmologist	フジ眼科・歯科クリニック	
		歯科医	加藤 喜夫	院長
		Dentist	愛誠歯科医院	
	施 設 及 び 病 院	病院	大地 哲郎	副理事長
		Hospital	横浜新緑総合病院	
		専門病院		
		Specialty Hospital		
		薬局		
		Pharmacy		
	保 険	保険代理業	北原 弘文	ファイナンシャルプランナー
		Insurance Ageny	ソニー生命保険㈱	
	衛 生	クリーニング店		
		Cleaning Shop		
	衣 料	洋品店		
		Cotton Goods		
	衣 料	洋服店		
		Clothing		
		呉服店		
		Japanese Cloth Shop		
	食 品 及 び 嗜 好 品	レストラン		
		Resturant		
		菓子店		
		Cake Shop		

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 (Active)		酒店		
		Alcoholic Store		
	日 用 品	スーパー		
		Super Market		
		文房具		
		Stationery		
	教 育	幼稚園		
		Kindaergarten		
		大学、高校、中学	鶴川 昇	理事長、学長、校長
		University, High School, Junior High School	学校法人 桐蔭学園	
		大学	江田 憲司	教授
		College (Administration Policy)	桐蔭横浜大学(行政学)	
		私塾	伊藤 嘉伸	代表取締役
		Private School	(有)PCシステムアルファ	
	ビジネスサービス	社会保険労務士	若山 營	代表
		H. R. Consultant	若山社会保険労務士事務所	
		情報サービス		
		Information Services		
		弁護士		
		Lawyer		
		税理士		
		Tax Service		
		司法書士		
		Judiciary Scribner Service		
		地域工業団体	餅田 実	専務理事
		Industrial Service	(社)横浜北工業会	
	宗 教	仏教	斎藤 清紀	住職
		Buddhism	(宗)福聚院	
		神道		
		Shintoism		
	運 輸 及 び 倉 庫 業	運送業		
		Trucking Service		
		倉庫業		
		Storage		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	代表取締役
		Motor Freight Transportation	㈱横浜ドリームライン	

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 (A c t i v e)	機 械 及 び 装 置	送風機製造	武藤 泰典	代表取締役
		Blower Mfg	(株)武藤電機	
		建設機械	山下 栄蔵	会長
		Construction Machinery	山下工業(株)	
		機械製造		
		Machine Mfg		
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	代表取締役
		Nonferrous Metals Refining	アジア物性材料(株)	
		銃器及び火薬	岡本 健	代表取締役
		Fire Arms	(株)ミロク精機製作所	
		保安機器・錠前	加藤海士郎	代表取締役
		Security Apparatus	日本カバ(株)	
	鉄 及 び 金 属	板金工作		
		Sheet Metal Working		
		金型製造		
		Molds Mf'g		
	自 動 車	自動車販売		
		Automobile Dealers		
		自動車整備	露木 健造	代表取締役
		Automobile Repairing	(株)霧が丘ガレージ	
	電 気 及 び 通 信	電気設備		
		Electric Construction		
		情報通信		
		Information		
	電 子 機 器	電子試験機	河淵 雄	代表取締役
		Electronic Tester	新電子工業(株)	
	印 刷 及 び 広 告	書籍販売		
		Book Distributin		
	印 刷 及 び 広 告	総合広告代理		
		Advertising Agency		
		印刷		
		Printing		
		看板広告	高嶋 淳二	代表取締役
		Advertisiting Service	横浜標識(株)	
	美 容 及 び 整 形	理容	天野 正昭	代表取締役
		Barber	(有)企画室 ゴン	

充填・未充填職業分類表

資格	職業分類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 (A c t i v e)		美容院		
		Beauty Shop		
	ホテル及び観光	ホテル	濱田 茂	代表取締役
		Hotel	(株)パストラル	
		旅行斡旋業		
		Tourist Agency		
	建 設 業	建設請負業		
		General Contracting		
		鉄道建設	森 宏	会長
		Railroad Construction	森建設(株)	
		設備工事	村松 勇治	代表取締役社長
		Equipment Construction	(株)ジェス	
		造園業		
		Landscape Service		
		推進工事	長根 信康	代表取締役
		Watersupply&Disposal Construction	(株)ナガネ	
	建築材料及び室内装飾	粉体塗装	三浦 保	代表取締役
		Resinate Coat	(株)横浜樹脂コート	
		建築材料	代々木和男	取締役社長
		Building Material	(有)代々木商店	
		家具室内装飾	森 一誠	代表取締役
		Upholstering	(有)宮地	
	不 動 産	不動産業	土志田 猛	代表取締役
		Real Estate Agency	(株)岩本不動産商会	
		不動産賃貸	田中 孝	代表
		Real Estate Renting	亀長	
		ビル賃貸	遠藤 一典	代表取締役
		Building Renting	(有)藤栄	
		土地賃貸	斉藤 晃	代表取締役
		Proprietary Renting	(株)八廣	
	農 林 及 び 園 芸	農業		
		Agriculture		
	畜 産	獣医		
		Veterinary Surgeon		
	金 融	都市銀行		
		City Banking		

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
		地方銀行	川井 啓司	支店長
		Local Banking	横浜銀行中山支店	
		信用金庫		
		Credit Banking		
		証券業		
		Securities		
	保 安 警 備 事 業	警備保障	石川 輝久	顧問
		Security & Guard Service	(株)ジェイ・アメニティサービス	
	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業	下中 英輝	顧問
		Mortician	(有) FTS	
		充填 35	南 文 76	
		未充填 41		



*ロータリー・クラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、

_____ ロータリー・クラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする：

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道德的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日

までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

- (c) 取消。また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

** 第2節に関する暫定規定 第6条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案11-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

第3節 正会員

RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍するロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではない。正会員に推薦された移籍する会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にロータリー・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

** 2001年規定審議会は、会員の種類（シニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員およびアドイショナル正会員）を削除した制定案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規定による理由で会員身分を喪失することはないものとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。

間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

** 第2節に関する暫定規定 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款第6条第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

第8条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならないとなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
- (2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI理事会を代行するRI理事会またはRI会長の承認を得て招集されたRI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または(RI理事会の承認を得た)他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
- (5) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。
- (6) 本クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節(a) 項の(3) に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。

(5) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。

(6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

(c) 転勤による長期の欠席。会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

第2節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第3節 RI役員の欠席

会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第4節 出席の記録

本条2節 (b) 項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第9条 理事および役員

第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第5節 役員の選挙

(a) 会長を除く役員の任期。各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。

第10条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第11条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

(a) 会員身分。会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

(1) 理事会は、正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する正会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件に引き続き従わなければならない；また

(3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

(c) 名誉会員の加盟の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分をもう1年度継続することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 — 会費不払

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がおりかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結 — 欠席

(a) 出席率。会員は、

(1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。

(2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあるものとする。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第2節もしくは第3節に従う場合を除いては、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。

その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結をする前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第6節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

(a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

(c) 仲介。仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員ののみが指定されることができ。

(d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。

(e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達しなかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権 — その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第12条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第13条 ロータリーの雑誌

第1節 購読指定

RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6か月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかった理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第15条 仲介

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

第16条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって単位管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条 改正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条（名称）および第3条（所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

横浜緑ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員の選出

第1節 会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の1ヶ月前の例会において、会長は会員（名誉会員は含まない、以下同様）に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、幹事、会計、S. A. A. および4名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会后、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の7月1日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。

第2条 指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近のバスト会長3名による5名で構成する。

第3条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員10名より成る理事会とする。すなわち、4名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびS. A. A. である。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第4節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- ・ 会員記録の整理保管
- ・ 会合における出席の記録
- ・ クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ・ R I 事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ・ ロータリアン誌の購読料を徴収し、これを R I に送金
- ・ その他、通常その職に付随する任務

第5節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 S. A. A. (会場監督)

S. A. A. は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の

3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分に開催するものとする。第5週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第2節（b）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会の開催

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は10万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第2節 会費

会費は年額30万円とする。

第3節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第4節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の12月31日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 常任委員会は次の四委員会とする。

- ・クラブ奉仕委員会
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会

(b) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも3名以上で構成するものとする。

(c) 会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・出席委員会
- ・職業分類委員会
- ・親睦活動委員会
- ・雑誌委員会
- ・クラブ会報委員会
- ・会員選考委員会
- ・会員増強委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー情報委員会
- ・広報委員会

・クラブIT推進委員会

- (b) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
- (b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・人間尊重委員会
- ・地域発展委員会
- ・環境保全委員会
- ・協同奉仕委員会
- ・青少年奉仕委員会
- ・インターアクト委員会
- ・ローターアクト委員会
- ・ライラ委員会

- (b) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・世界社会奉仕委員会
- ・ロータリー財団委員会
- ・米山奨学委員会
- ・ポリオプラス委員会

(b) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合（クラブ例会、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等）に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の間

題について理事会と協議しなければならない。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社会的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) 雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- ・ 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- ・ 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ・ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ・ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- ・ その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々にも役立てる

(e) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

(f) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

(h) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手

配しなければならない。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、入会予定者（会員候補者）にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(j) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。

(k) クラブIT推進委員会

この委員会は、情報伝達の効率化を目的とし、クラブの情報通信の窓口として、会員の理解を積極的に進めるものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務めなければならない。

(b) 地域発展委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務めなければならない。

(c) 環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう務めなければならない。

(d) 協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務めなければならない。

(e) 青少年奉仕委員会

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

(f) インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

(g) ローターアクト委員会

この委員会は、18歳から30歳までの青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や能力を高め、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて、全世界の人々の間に、より良い信頼関係を推進するための機会を提供することに務めなければならない。

(h) ライラ委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 世界社会奉仕委員会

この委員会は、国際ロータリーが定めた一定の方式に従って、海外に向かっての社会奉仕活動を行うものとする。

(b) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和

を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

(c) 米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

(d) ポリオプラス委員会

この委員会は、2005 年までに地球上からポリオを撲滅する、ロータリーの大規模な国際レベルの人道的事業で、ポリオプラス活動をスポンサーすることに、協力するものとする。

第 10 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会を免除される。

第 11 条 財務

第 1 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第 2 節

R I に対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 3 節

第 2 節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の 2 名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年 1 回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第 4 節

第 3 節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第 5 節

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第 6 節

各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、

理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第12条 入会手続き方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員

証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第13条 名誉会員推薦手続き方法

第1節

推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴20年以上
- (c) 推薦者7名以上

第2節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第3節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節

理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節

例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第14条 決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされ

たれば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会宣言

第16条 改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

横浜緑ロータリー・クラブ細則内規

第1条 役員の指名基準

第1節 会長ノミニー

会長ノミニーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第2節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、3つ以上の役職を経験した者とする。

常任委員会委員長

親睦活動委員会委員長

S. A. A.

